

令和6年度第2回旭川市子ども・子育て審議会
児童福祉施設等専門部会

- 日 時 令和7年2月3日（月）17：30～18：50
- 場 所 旭川市役所総合庁舎 7階 大会議室C
- 出席委員 片桐委員，佐々木委員，旭委員，長島委員，西田委員
- 事務局 子育て支援部こども育成課 熊谷課長
こども育成係 清原係長，猪川，西館
こども事業係 西田係長，佐藤主査，竹下
- 傍聴者 0名
- 議事概要

1 開会

2 協議事項

（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定等について

事務局より，資料1に基づき説明を行い，次のとおり意見・質問があった。

（A委員）今後，子どもの数が減る中，どういう見通しでいるのか。

（事務局）定員減はしつつも，できる限り施設数を減らさず，利用者の選択肢の幅を減らさないようにしていく。

（B委員）職員が確保できないという理由で，廃止するところがあるのか，定員減により雇用はどのようなのか。

（事務局）施設によるが，特別支援保育等のため，人手不足となり，定員まで受け入れることができないという状況は聞いている。定員数が減ったことにより，施設ごとの雇用減に直接つながるわけではない。また，廃止になった小規模保育事業2件については，閉鎖後の職員の対応を確認しているが，法人に残る人，転職する人それぞれおり，雇用の継続という意味では，働き先がないという状況にはない。

（C委員）兄弟児が同じ施設に入れない，年度途中で入れないという話は聞いているが，定員減で影響はあるのか。

（事務局）影響は受けないわけではない。利用調整の中で努力していきたい。

（C委員）配慮が必要な家庭では，車を持たない場合もある，家の近くに通えるような状況であって欲しい。

（E委員）新旭川保育所の廃止の数を引いても，かなり大きい定員の減である。今後の見通しはあるか。

（事務局）公定価格の設定が10人ごとであるため，今回定員減する施設は，しばらくは調整はないと考えている。今回，相談があった施設で，減じた定員では定員を超える見込みがある施設については，来年度も，引き続き協議していく予定である。

(C委員) 児童数の地域的な状況等を鑑みて、調整した結果ということか。

(事務局) そのとおりである。

(D委員) 定員数については、今後も慎重に考えながら進むことは必要であるが、今回は概ね妥当であるということによろしいか。

以上、原案のとおり決定された。

(2) 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に基づく経過措置について

事務局より、資料2に基づき説明を行い、次のとおり質問があった。

(A委員) 家庭的保育事業を旭川市で行っていない理由があるのか。

(事務局) 家庭的保育事業は、個人に対して認可するようなものであり、認可基準を満たすのはハードルが高く、希望者がいないのではないかと。

以上、原案のとおり決定された。

(3) 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

事務局より、資料3に基づき説明を行い、次のとおり意見・質問があった。

(D委員) 令和6年度の4施設での利用状況はどうか。

(事務局) 登録が1月末までで、50弱の世帯の登録があった。実際の利用は4割程度。おおよそ1人あたり、5～6時間程度利用している。

(D委員) 登録からどれくらいで利用できるのか。

(事務局) 登録後2週間と説明している。

(D委員) 健診時、登録だけでも促したらいい。

(C委員) 赤ちゃん訪問でも、登録を促していてもいい。

(A委員) 利用は何歳くらいが多いのか。

(事務局) 登録としては、6か月から1歳が最も多く57%を占めている。

(A委員) 一般型と余裕活用型といずれかを選択していくことになるのか。

(事務局) 幼稚園では一般型のみであり、保育所等についても年度当初は定員割れをしていますが、年度中に定員になっていくので、現実的には一般型になると思われる。

(C委員) むしろ定員削減をせず、こういう事業で余裕活用型として、活用して欲しい。

(D委員) 幼稚園がこの事業を活用して少しでも定員割れの解消につなげて欲しい。実態として、幼稚園型一時預かりも行っており、保育園と幼稚園の預かり時間はそう変わらない。

市でも積極的にPRして欲しい。

(E委員) 一般の方はどこで初めてこの事業を知るのか。

(事務局) 4か月健診と1歳6か月健診でチラシを配付している。

(B委員) リフレッシュ利用が多いということで、福祉的支援が必要な家庭が利用しているのではないかと懸念がある。利用者数が拡大していく中で、支援が必要な家庭へのアプロー

チなどはどう考えているのか。

(事務局) この制度が始まったときに旭川市子ども総合相談センターにも情報提供をし、役立ててもらいたい旨伝えている。

以上、原案のとおり決定された。

3 報告事項

(1) 令和7年度こども誰でも通園制度について(実施内容等)

事務局より、資料4に基づき説明を行い、次のとおり質問があった。

(D委員) こども誰でも通園制度は2歳までと決まっているのか。

(事務局) 保育要件に満たないため、保育所等に預けられない方が主な対象である。3歳児になると、幼稚園に通えるようになるため、2歳までと決まっている。

(A委員) 複数の施設に登録することは可能か。

(事務局) 可能である。

(B委員) 市で指定した施設ではなく、利用者が施設を選ぶのか。

(事務局) そのとおりである。

(A委員) 複数施設が利用できるとなると、園開放的に、施設を選ぶのに利用する方も出てくる。

(事務局) 今年度でも、利用者からはそういう反応がある。

(C委員) 自ら制度を利用できない世帯のために、おやこ応援課や子ども総合相談センターなど相談機関がよく制度の中身を知って、是非利用につなげて欲しい。

(C委員) 訪問保育は、ニーズはあると思うが、できる施設があるのか。

(事務局) 安全面・人員面においてハードルは高いと考えている。

(D委員) 利用者全員の個別指導計画の作成には疑問が残る。

(A委員) 各施設によって、個別指導計画の質は異なっているということもある。

(事務局) 国の指針に従い、柔軟な取扱ができるようにしていく。

(E委員) 施設間で、あまりに質に差ができることは望ましくないのではないか。ある程度、市がマネジメントしていく必要がある。

(D委員) 令和6年度で試行的に行っていた4施設と情報共有できる機会が、今後行う説明会において、設けることができれば良いと思う。

4 その他

特になし。

5 閉会

次回は、3月に開催予定。